

# 休眠預金等のお取り扱いについて

平成29年12月

お客様各位

飯能信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、金融機関において公告を行ったうえで預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

## <休眠預金等の定義>

### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

### 2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定するつぎの①から④のうち最も遅い日をいいます。

- (1) 当該預金等に係る異動が最後にあった日(※異動の内容は「3. 異動とは」をご覧ください。)
- (2) 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
- (3) 金融機関が当該預金等に対し、金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債券の額等の事項を通知した日(最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知し、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限り、)
- (4) 当該預金等について預金保険法の対象預金等に該当することとなった日

### 3. 異動とは

「異動」とは、当該預金等に係る預金者等その他関係者がする引出し、預入れ、振込み、その他の事由をいいます。

#### (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

#### (2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

当金庫における異動とはつぎのとおりで、預金種類ごとの異動事由には以下の表のお取引が該当します。

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行(再発行含む)、記帳(記帳する取引がない場合は除く)若しくは繰越。
- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
  - ア. キャッシュカードの再発行
  - イ. 解約予定日の設定・変更
  - ウ. 方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更)
  - エ. 総合口座への組入・組入解除(平成31年3月1日以降のものに限り、)
- ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記(1)及び①～②に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

【異動にあたるお取引】

預金種類	法定異動事由	当金庫が認可をうけている異動事由						ご契約内容の変更
		通帳			証書			
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越	
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引出し</li> <li>・預入れ</li> <li>・振込の受入れ</li> <li>・振込による払出し</li> <li>・口座振替その他の事由による債権の異動</li> <li>・手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求（当金庫において当該支払の請求を把握することができる場合に限る）</li> <li>・預金者等による公告の対象となっている預金に係る情報の提供の求め</li> </ul>	—	—	—	—	—	—	—
普通預金		○	○ ※1	○	—	—	—	○ ※2
納税準備預金		○	○ ※1	○	—	—	—	—
定期預金		○	○	—	○	○	—	○ ※3
通知預金		○	○	—	○	○	—	○ ※4
定期積金		○	○	—	○	○	—	—
財形預金 マル優	休眠預金等活用法の対象ではありません。							

※1：窓口（A T M以外）で記帳する取引がない場合を除きます。

※2：お客様の申し出によるキャッシュカードの発行（再発行を含む）および総合口座への組み入れ・組み入れ解除をいいます。

※3：方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）のみをいいます。

※4：解約予定日の設定・変更のみをいいます。

以上